

営業届出制度について

平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、食品営業届出制度が創設されました。**営業許可の対象ではない場合でも、令和3年6月1日以降は、該当業種は届出が必要になります。**

Q. 届出の対象になる業種はなんですか？

許可業種32業種と届出対象外の5業種以外の営業者は届出をする必要があります。

営業許可業種

飲食店営業
菓子製造業
そうざい製造業
など32業種

営業届出業種

営業許可業種、届出対象外業種
以外の営業が対象

例) 乳類販売業、冰雪販売業、
食肉販売業(包装品のみの販売)、
弁当販売業など

届出対象外業種

届出対象外5業種に該当する
事業者のみ

例) 食品又は添加物の輸入をする
営業、常温包装品の販売業など

表：許可と届出の違い

	手数料	更新手続き	変更、廃業の 届出	営業施設の 基準	食品衛生責任者の 設置	HACCPに沿った 衛生管理
許可	○	○	○	○	○	○
届出	-	-	○	-	○	○

○：該当する、もしくは基準が適用される

Q. いつまでに届出が必要ですか？

届出制度が始まるのは**令和3年6月1日**からです。
令和3年6月1日時点で営業をしている営業者は、猶予期間があるため、**令和3年11月30日**までに届出をしていただければ問題ありません。

また、すでに食品衛生法の許可を取得しており、今回の改正で食品衛生法の許可から届出になる業種については、令和3年6月1日に届出をしたものと見なされるため、新たな届出は不要です。
許可から届出になる業種の例：乳類販売業、食肉販売業(包装品のみの販売)、魚介類販売業(包装品のみの販売)など

Q. 届出後も、更新など定期的な手続きはありますか？

有効期間がないため、更新手続きは不要です。
しかし、届出内容に変更があった場合や廃業した場合は届出が必要です。

Q. 届出の方法について教えてください。

以下、どちらかの受付方法でご申請ください。

- ①窓口：届出様式にご記入のうえ、窓口までお願いいたします。
- ②オンライン：厚生労働省のホームページ「食品衛生等申請システム」から申請をお願いいたします。
キーワード検索もしくは右のバーコードからアクセスすることが可能です。

厚生労働省HP



問い合わせ先

柏市保健所 生活衛生課

柏市保健所の

HPもチェック!

[令和3年 月発行]

TEL: 04-7167-1259



営業許可業種

該当する行為は営業許可が必要です。

- | | |
|--|-----------------------|
| ① 飲食店営業 | ⑩ 食品の放射線照射業 |
| ② 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | ⑪ 菓子製造業 |
| ③ 食肉販売業 | ⑫ アイスクリーム類製造業 |
| ④ 魚介類販売業 | ⑬ 乳製品製造業 |
| ⑤ 魚介類競り売り営業 | ⑭ 清涼飲料水製造業 |
| ⑥ 集乳業 | ⑮ 食肉製品製造業 |
| ⑦ 乳処理業 | ⑯ 水産製品製造業 |
| ⑧ 特別牛乳搾取処理業 | ⑰ 冰雪製造業 |
| ⑨ 食肉処理業 | ⑱ 液卵製造業 |
| ⑩ 食品の放射線照射業 | ⑲ 食用油脂製造業 |
| ⑪ 菓子製造業 | ⑳ みそ又はしょうゆ製造業 |
| ⑫ アイスクリーム類製造業 | ㉑ 酒類製造業 |
| ⑬ 乳製品製造業 | ㉒ 豆腐製造業 |
| ⑭ 清涼飲料水製造業 | ㉓ 納豆製造業 |
| ⑮ 食肉製品製造業 | ㉔ 麺類製造業 |
| | ㉕ そうざい製造業(そうざい半製品を含む) |
| | ㉖ 複合型そうざい製造業 |
| | ㉗ 冷凍食品製造業 |
| | ㉘ 複合型冷凍食品製造業 |
| | ㉙ 漬物製造業 |
| | ㉚ 密封包装食品製造業 |
| | ㉛ 食品の小分け業 |
| | ㉜ 添加物製造業 |

営業届出業種

営業許可業種と届出が不要な業種以外の営業が対象です。

販売業の例

- ・ 食肉販売業（包装済み食肉のみの販売）
- ・ 魚介類販売業（包装済み魚介類のみの販売）
- ・ 乳類販売業
- ・ 弁当販売業
- ・ 野菜果物販売業など

製造・加工業の例

- ・ いわゆる健康食品の製造・加工業
- ・ 農産保存食料品製造・加工業
- ・ 調味料製造・加工業
- ・ 糖類製造・加工業
- ・ 精穀・製粉業など

そのほか

- ・ 集団給食施設（直営など許可不要のもの）
- ・ コップ式自動販売機（自動洗浄機能があり屋内に設置されているもの）など

届出対象外業種

届出の対象とならない業種は、公衆衛生に与える影響が少ない営業として、政令で決められた以下の5業種です。

- ① 食品又は添加物の輸入をする営業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（※冷凍及び冷蔵貯蔵業（倉庫）は届出対象となります）
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 器具・容器包装の製造業（ポジティブリスト制度の対象となる材質（合成樹脂）が使用された器具又は容器包装を除く）
- ⑤ 器具・容器包装の輸入又は販売業